



団体傷害保険

(傷害基本特約セット団体医療保険)

ポイント 団体傷害保険の特長は

- 1 日常生活や就業中のケガを補償します。入院・通院も1日目からお支払いします。
- 2 加入プランによっては、ケガだけではなく、日常生活の中で起こる賠償事故や身の回り品・家財の損害が補償されます。

補償内容と保険金額 (ご契約金額)

傷害補償 (傷害基本特約)



※就業中も含め、国内・国外を問わず、24時間補償します。

追加(セット)できる特約

天災補償特約

地震・噴火や津波などの天災によるケガも補償します。



個人賠償責任補償特約

日本国内外を問わず、日常生活における賠償事故からご家族全員をガードします。
※自己負担額:なし



※傷害補償を拡大する特約です。※上記事故例でも事故状況等により損害賠償責任が発生しない場合がありますので、ご注意ください。

携行品損害補償特約

日本国内外を問わず、住宅外において、被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に補償します。
※自己負担額:1事故 3,000円



国内外問わず

救援者費用等補償特約

日本国内外を問わず、被保険者または被保険者の親族が捜索救助費用等を負担した場合に、合理的かつ妥当な額を補償します。※自己負担額:なし



国内外問わず

住宅内生活用動産補償特約

日本国内の住宅内に所在する生活用動産に損害が発生した場合に補償します。
※自己負担額:1事故 3,000円



国内のみ

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額・保険金をお支払いできない主な場合は「団体傷害保険(傷害基本特約セット団体医療保険)」お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご覧ください。

プラン	傷害補償	天災	個人賠償責任	携行品損害	救援者費用等	住宅内生活用動産
S1	○	—	—	—	—	—
S2	○	—	○	—	—	—
S3	○	—	○	○	—	—
S4	○	—	○	○	○	—
S5	○	—	○	○	○	○
L1	○	○	—	—	—	—
L2	○	○	○	—	—	—
L3	○	○	○	○	—	—
L4	○	○	○	○	○	—
L5	○	○	○	○	○	○

ご契約プラン

プラン	補償内容	口数									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
S1	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
	傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	15,000円
S2 L1	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
S3 L2	傷害手術保険金	手術の種類により入院保険金日額の10倍・20倍・40倍									
S4 L3	個人賠償責任保険金額(支払限度額)	1億円									
S5 L4	携行品損害保険金額	20万円									
L5	救援者費用等保険金額	500万円									
	住宅内生活用動産保険金額	500万円									

※特約セットについて... 被保険者(補償の対象となる方)が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つの契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

病気は保障対象となりません

お支払いする保険金

※保険金は急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(ケガ)に対し支払われます。

傷害死亡・後遺障害保険金

死亡

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

後遺障害

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害死亡・後遺障害保険金補償特約所定の後遺障害が発生した場合

傷害入院保険金

事故によるケガのため、平常の業務に従事する、または平常の生活ができなくなり入院された場合
※1入院につき最大180日まで

傷害手術保険金

事故によるケガのため、入院をした場合において、そのケガの治療を直接の目的として、事故の発生の日からその日を含め1,000日以内に傷害基本特約所定の手術を受けられた場合

傷害通院保険金

事故によるケガのため、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し通院された場合
※支払限度日数90日
※通常の業務・生活に支障がない程度になおった時以降の通院は対象となりません。

ご契約プラン・保険料表(保険期間:1年 保険料払込方法:12回払) 団体割引30%、大口団体契約割引10%適用

[Sプラン]

プラン	口数									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
S1	310円	620円	930円	1,240円	1,550円	1,860円	2,170円	2,480円	2,790円	3,100円
S2	370円	680円	990円	1,300円	1,610円	1,920円	2,230円	2,540円	2,850円	3,160円
S3	450円	760円	1,070円	1,380円	1,690円	2,000円	2,310円	2,620円	2,930円	3,240円
S4	470円	780円	1,090円	1,400円	1,710円	2,020円	2,330円	2,640円	2,950円	3,260円
S5	1,510円	1,820円	2,130円	2,440円	2,750円	3,060円	3,370円	3,680円	3,990円	4,300円

[Lプラン](天災補償特約セット)

プラン	口数									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
L1	340円	680円	1,020円	1,360円	1,700円	2,040円	2,380円	2,720円	3,060円	3,400円
L2	400円	740円	1,080円	1,420円	1,760円	2,100円	2,440円	2,780円	3,120円	3,460円
L3	480円	820円	1,160円	1,500円	1,840円	2,180円	2,520円	2,860円	3,200円	3,540円
L4	500円	840円	1,180円	1,520円	1,860円	2,200円	2,540円	2,880円	3,220円	3,560円
L5	1,540円	1,880円	2,220円	2,560円	2,900円	3,240円	3,580円	3,920円	4,260円	4,600円

※上記保険料は団体割引30%(被保険者数10,000名以上)大口団体契約割引(傷害部分)10%を適用しております。募集後の被保険者総数が10,000名未満になった場合は、保険料を変更させていただきます。※天災補償特約は、傷害基本補償のみ保険金のお支払い対象となります。※ご加入は、Sプラン・Lプランいずれかお選びください。加入限度口数については10口です。

ご加入の対象者について

お申込みできる方(申込人)

- ▶ 株式会社神戸製鋼所およびグループ企業にお勤めの役員ならびに従業員ご本人

ご加入できる方(被保険者:補償の対象となる方)

- ▶ 株式会社神戸製鋼所およびグループ企業にお勤めの役員ならびに従業員ご本人とご家族

<ご家族の範囲>

- ① 配偶者、子供、両親、兄弟・姉妹 (同居※1)・別居は問いません)
- ② 上記①以外の同居の親族

被保険者(補償の対象となる方)の範囲

補償区分	被保険者(補償の対象となる方)
傷害補償	本人
個人賠償責任補償	本人、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(※2)または別居の未婚(※3)の子
携行品損害 救援者費用等 住宅内生活用動産	本人

- ※1「同居」とは、同一家庭に居住していることが条件で、同一生計や扶養の有無は問いません。
 - ※2 6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
 - ※3 未婚とは婚姻歴のないことをいいます。
- (注)上記の続柄は、事故発生の際におけるものをいいます。

団体傷害保険(傷害基本特約セット団体医療保険)ご加入できる方(被保険者)の範囲は、下記をご参照ください。

